

議案第 5 7 号

山陽小野田市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

山陽小野田市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 1 日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

山陽小野田市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例（平成 1 7 年山陽小野田市条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「第 2 1 条第 2 項」を「第 1 8 条の 3 第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

議案第 5 7 号参考資料

山陽小野田市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
(登録) 第 4 条 市長は、前条第 1 項の申請があったときは、当該登録の申請をした者が当該認可地縁団体の代表者等であることを確認するとともに、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則（昭和 2 2 年内務省令第 2 9 号）<u>第 1 8 条の 3 第 1 項</u>の規定により作成された台帳（以下「地縁団体台帳」という。）の記載事項並びに個人印鑑に係る印鑑登録原票又は前条第 3 項の証明書の記載事項及び印影と照合する等、認可地縁団体印鑑登録申請書に記載されている事項その他必要な事項について審査し、適正であると認めたときは、認可地縁団体印鑑登録原票に登録するものとする。	(登録) 第 4 条 市長は、前条第 1 項の申請があったときは、当該登録の申請をした者が当該認可地縁団体の代表者等であることを確認するとともに、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則（昭和 2 2 年内務省令第 2 9 号）<u>第 2 1 条第 2 項</u>の規定により作成された台帳（以下「地縁団体台帳」という。）の記載事項並びに個人印鑑に係る印鑑登録原票又は前条第 3 項の証明書の記載事項及び印影と照合する等、認可地縁団体印鑑登録申請書に記載されている事項その他必要な事項について審査し、適正であると認めたときは、認可地縁団体印鑑登録原票に登録するものとする。